

令和3年度「三重の里いなか旅のススメ」ウェブサイト記事制作・情報発信業務委託  
仕様書

1 目的

県が構築・運用している「三重の里いなか旅のススメ」ウェブサイト（以下「本サイト」という。）を活用した情報発信力を強化するため、より受け手を意識した記事制作（企画、調査、取材、編集）を行うとともに、県が運用している SNS（Instagram）を活用し、本サイトの認知度向上や本サイトへの誘客を図る。また、本サイトについて分析を行い、課題に基づき、記事内容や SNS の配信方法について改善し、本サイトのアクセス数や SNS のフォロワー数を増加させる。

具体的には、本サイトでこれまでの施設の紹介だけでなく、農泊（農山漁村滞在型旅行）に取り組む地域や交流・体験施設を運営する人の思いが伝わり、受け手側の共感が生まれるような記事を定期的に更新し掲載することで、農山漁村の交流人口増加につなげる。制作した記事は、本サイト内に新たなページを設置して掲載し、これらの情報発信を通じ、閲覧者数、SNS のフォロワー数を増加させ、本サイトの認知拡大を図る。

2 業務内容

本業務は、以下の（１）～（４）に示す内容とし、本サイト内に新たに設置するページのデザイン作成や機能修正などの本サイトの改良を含む業務とします。

（１）記事制作関連業務（企画、調査、取材、編集）

① 記事制作の内容

ア)「みえの農泊（農山漁村滞在型旅行）」に取り組む地域の紹介ページ（１ページ）  
紹介ページの掲載内容：農泊の概要説明、みえの農泊動画（県より提供）の掲載、  
17協議会の取り組み概要と各協議会の HP リンク先。

- ・全国的な農泊の状況や農泊実践地域に関しては、農泊ポータルサイト (<https://nohaku.net/>) を参照すること。

イ) 本サイト掲載及び掲載候補施設の交流・体験施設を運営する人のインタビューページ（16施設）

制作記事のイメージ：施設を運営する人がどんな思いで施設を運営しているのか、地域との連携、今後の夢などについてインタビュー記事を作成する。写真3～5枚程度、インタビュー形式で掲載。

- ・記事を制作する交流・体験施設の選定については、本サイト掲載及び掲載候補施設から選定するものとし、本業務契約締結後に県から施設に対し募集を行い決定する。

- ② 記事の作成に必要な情報収集や調査を行う。
- ③ 取材先への調整や、写真・動画撮影を行う。
- ④ 記事を編集し、指定されたサイト等へ記事等のアップロードを行う。
- ⑤ その他記事配信全般に係る調整を行う。

（２）本サイトの改良

（改良を行う現行ホームページ URL: <https://www.sato.pref.mie.lg.jp/>

※本サイトで使用している CMS : WordPress)

- ① 本サイト内に（１）の①のア)、イ) で制作した記事を掲載するため、新たなペ

ージを設置する改良を行うこと。新たに設置するページに、本サイトのトップページからアクセスしやすいような工夫について提案し、サイトのブラッシュアップを進めること。

- ② 改良した箇所については、運用マニュアルを作成し、電子データ（USB メモリ等）及び正本 1 部、副本 1 部を提出すること。

### (3) 投稿記事の掲載・定期更新

- ① (1) の①のア) で制作したページは令和 4 年 2 月までに掲載を完了すること。
- ② (1) の①のイ) で取材制作した記事は本サイト内で定期的に更新を行うこと。  
(月 1 回程度更新し令和 4 年 3 月までに 16 施設すべて掲載すること。必要に応じて本サイト上で発信するための加工や調整業務を含む。)
- ③ 更新計画については、県と協議すること。

### (4) 解析業務

本サイトのデータ分析を行い、分析結果や課題をまとめること。

## 注意事項

- ・システムで使用するソフトの設定・障害対応が十分可能な SE を従事者とし、従事者の氏名及び必要な事項を県担当者に通知するものとする。なお、従事者を変更する場合は、十分な引き継ぎを行い、業務に支障をきたさないようにすること。
- ・仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、県と協議の上行うものとする。
- ・業務遂行上知り得た個人情報及び三重県庁業務の一切について、本業務のみに利用するものとし、契約期間中または契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。
- ・本業務にあたっての資料その他の引用に関しては受託者において承認を得ること。
- ・構築にあたっては、「三重県ウェブアクセシビリティガイドライン (<http://www.pref.mie.lg.jp/KOHO/HP/guide>)」および「JIS X 8341-3 : 2004 『高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス－第 3 部：ウェブコンテンツ』」に配慮し、できる限り対応することとする。
- ・詳細については、契約後、県システム管理者と適宜打ち合わせを行うこととする。

## 3 業務完了後の提出書類

本業務にかかるすべてのデータをデジタルデータ（Word、Excel、PDF、html 形式）として USB メモリ等の外部記録媒体により納品すること。また、本サイトを改良した箇所については、運用マニュアル正本 1 部、副本 1 部を提出すること。

## 4 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施するものとする。
- (2) 委託業務の履行について、常に連絡調整ができるような体制を整えておくこと。
- (3) 委託期間内においては月 1 回以上、三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の拡大等の社会情勢により、予定していた業務の履行が困難である場合は、発注者と協議のうえ、変更契約を行うものとする。